

競争参加者の資格に関する公示

名寄（6）宿舎等新設建築その他工事（2工区）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年7月11日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

(公印省略)

1 工事名 名寄（6）宿舎等新設建築その他工事（2工区）

2 工事場所 北海道名寄市

3 工事概要

【名寄市】

①宿舎新設

建築工事、設備工事（付帯電気設備工事、機械設備工事及び通信工事）

構造：鉄筋コンクリート造6階建

規模：延べ面積 約5,700m²

土木工事

宿舎新設に伴う付帯土木工事

土工事、舗装工事、給水工事、污水排水工事、雨水排水工事、

環境整備工事、撤去工事 一式

②自転車置場A新設

建築工事

構造：鉄骨造平屋建

規模：延べ面積 約20m²

③自転車置場B新設

建築工事

構造：鉄骨造平屋建

規模：延べ面積 約30m²

④自転車置場C新設

建築工事

構造：鉄骨造平屋建

規模：延べ面積 約30m²

⑤ゴミ置き場新設（4棟）

建築工事

構造：鉄骨造平屋建
規模：延べ面積 約 10 m²
⑥電波障害調査（中間・事後）

4 工期 契約締結日の翌日から令和9年1月31日まで
※技術者の専任期間は令和7年4月から令和9年1月31日まで
(着手時期：令和7年4月)

5 競争参加資格審査申請書の交付

(1) 交付期間 公示日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
TEL 011-272-7513
FAX 011-280-0351
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和6年8月7日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和6年8月7日以降も当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）隨時、受け付けるが、当該工事に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所 上記5(2)と同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したもの（イ、ウ）の写し。

イ 共同企業体協定書の写し。

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（以下「公告」という。）（令和6年7月11日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差

し支えない。)

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす 2 社又は 3 社の組合せとする。

- ア 防衛省における令和 5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200 点以上であること。

また、代表者以外の構成員は防衛省競争参加資格の総合審査数値が「建築一式工事」830 点以上「A 又は B ランク」であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の以下の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

建築設計：マン・テック株

土木設計：株富士建設コンサル

設備設計：株大有設計

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成 21 年 4 月 1 日から公示日までに完了又は引渡しが完了した工事で元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積 3,000 m²/棟以上の新設工事を施工した実績を有すること。

また、代表者以外の構成員は、平成 21 年 4 月 1 日から公示日までに完了又は引渡しが完了した工事で元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積 1,000 m²/棟以上の新設工事を施工した実績を有すること。

イ 建設業法の「建築一式工事」につき許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。

ウ 「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事

現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記 7 (1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。

この場合、上記 7 (1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「名寄（6）宿舎等新設建築その他工事（2 工区）〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。